

あなたの契約大丈夫ですか？ 暗号資産（仮想通貨）の投資話に注意！！

相談事例

稼げるネットワークビジネスがあると友人に紹介されカフェに説明を聞きに行き、その場で会員登録を行い、月々5万円暗号資産に投資することにした。

定期的に数%の利益が受け取れると言われたのに、話が違っていた。その後、友人・事業者ともに連絡が取れなくなってしまった。契約書も領収書ももらっていない。



「消費者庁イラスト集より」

無登録の海外所在業者との取引を促す詐欺的な勧誘に注意！

ひとことアドバイス

- ・ SNSやマッチングアプリなどで知り合った個人から投資の勧誘を受けた。
 - ・ 知人から情報商材や投資セミナーの紹介を受けた。
 - ・ 「必ず儲かる」「元本保証」などと言って、暗号資産（仮想通貨）の取引を持ち掛けられた。
 - ・ 重要事項が記載された概要書面及び契約書面の交付を受けましたか？
 - ・ 勧誘を受けた金融商品について理解できるまでの説明を受けましたか？
- 受けていなければ問題あります

金融商品を取扱う業者や暗号資産（仮想通貨）交換業者は、日本の業者はもとより、業者の所在地が海外であっても、日本の居住者を相手として金融商品取引行為を業として行う場合は、日本で金融商品取引業の登録が必要となります。

→金融商品取引を行うにあたっては、まず最初に、相手業者の登録を確認してください。無登録業者は金融商品取引法違反業者です。

あなたは、このような業者と契約をしていませんか？

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます

2023年8月18日発行